

地上デジタル放送が受信できない地区の皆さまへ

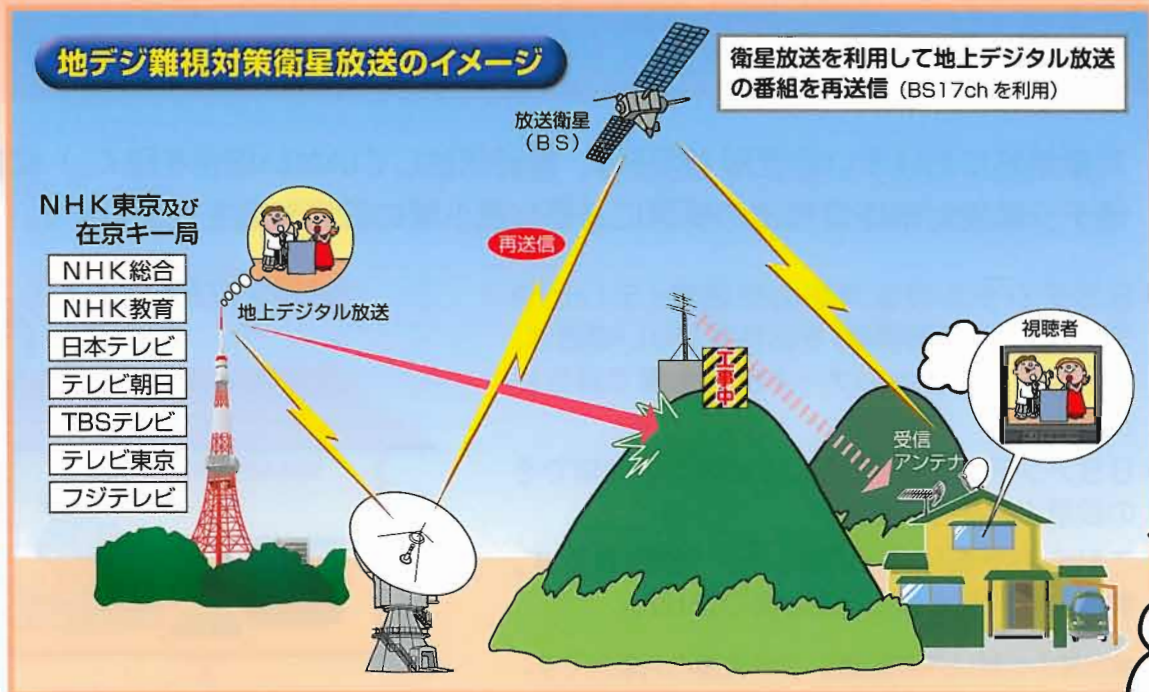
一般の方は利用できません

地デジ難視対策衛星放送の利用について



地デジ難視対策衛星放送とは、地上アナログ放送が終了するまでに地上デジタル放送が送られられない地区にお住まいの方に、テレビ放送を視聴いただけるように、暫定的に衛星放送を利用して地上デジタル放送の番組をご覧いただくものです。

本放送は総務省の補助と放送事業者の負担により、社団法人デジタル放送推進協会（Dpa）が実施しています。





どのような放送サービスか

- ① 視聴制御（スクランブル）をかけて対象地区を限定した放送です。
- ② 実施期間が2015年3月末までに限定された放送です。
- ③ 視聴できる番組はNHK及び地域民放と同系列の東京の放送局の番組です。
- ④ 地上デジタル放送と画質や利用できるサービスに違いがあります。
- ⑤ ひとつの世帯で視聴できる受信機の数には3台までです。
- ⑥ 利用料等の費用負担はありません。
(NHKとの放送受信契約が必要なのは従来どおりです。)
- ⑦ NHKの特別契約の対象となる方*もこの放送をご利用できます。
ただし、NHKの番組のみの視聴となります。

*地上アナログ放送が地形的に難視聴となる地区にお住まいの方



BSデジタル放送を受信できない世帯には、 受信に必要な工事等を支援します(受信設備整備支援)

対象地区にお住まいの世帯(別荘等、常時居住していない場合を除く。)には
地デジ難視対策衛星放送の受信に必要な最小限の設備整備を支援します。

- ☑ BSデジタル放送対応の受信機(テレビやチューナー、録画機等)をお持ちでない場合は、BSデジタルチューナー1台を無償で貸与します。
- ☑ BSアンテナをお持ちでない場合は、無償でその設置工事を行います。
- ☑ これらの支援は、1世帯につき1回限りです。費用の負担を求めるとはなりません。

※事業所等の世帯以外の施設は、この支援の対象外です。
 ※世帯であっても、特定の地区は、この支援の対象外です。
 ※NHKの特別契約の対象となる方は、この支援の対象外です。



悪質商法にご注意下さい!

テレビ調査員や工事業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込み詐欺(架空請求)を行ったりする例が起きています。デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。